

第5章 計画の推進及び進捗管理

5.1 計画の推進の基本的な考え方

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、環境部局だけではなく、庁内の各部局との連携を深め、各部局において、環境の将来像を念頭に置いた施策の展開を図ることが重要です。

また、計画の推進には、市民や事業者などの積極的な参加が不可欠であるため、各主体と環境の将来像を共有し、本市が実施する施策への連携を進めるなど、市民、事業者、市が一体となって取り組んでいく必要があります。

5.2 主体別行動指針

5.2.1 市の行動指針

- ・環境の保全及び創造に関する情報を収集・整備し、積極的に市民や事業者に周知・提供することで、本市が実施する施策への参加・協力を呼びかけます。
- ・市として、市民や事業者の模範となるように、法規制を遵守し、環境への負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ・環境行政の取り組みについて、積極的に国内外に情報発信を行うことで、市民・市民団体・事業者に対して環境配慮への取り組みのきっかけづくりをするとともに、各主体の連携を活性化させ環境活動を実践する行動へと導きます。

5.2.2 市民の行動指針

- ・本市全体の環境の保全及び創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのか、常に主体性を持って考え、具体的な行動を起こします。
- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加・協力します。

5.2.3 事業者の行動指針

- ・事業活動において、法規制を遵守し、公害防止、廃棄物の適正処理、省資源、グリーン購入、自然環境の保全、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを推進し、環境負荷軽減に取り組みます。
- ・環境配慮経営を行うことによって、持続可能な消費と生産を促進し、企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献します。
- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

5.3 計画の進捗管理の基本的な考え方

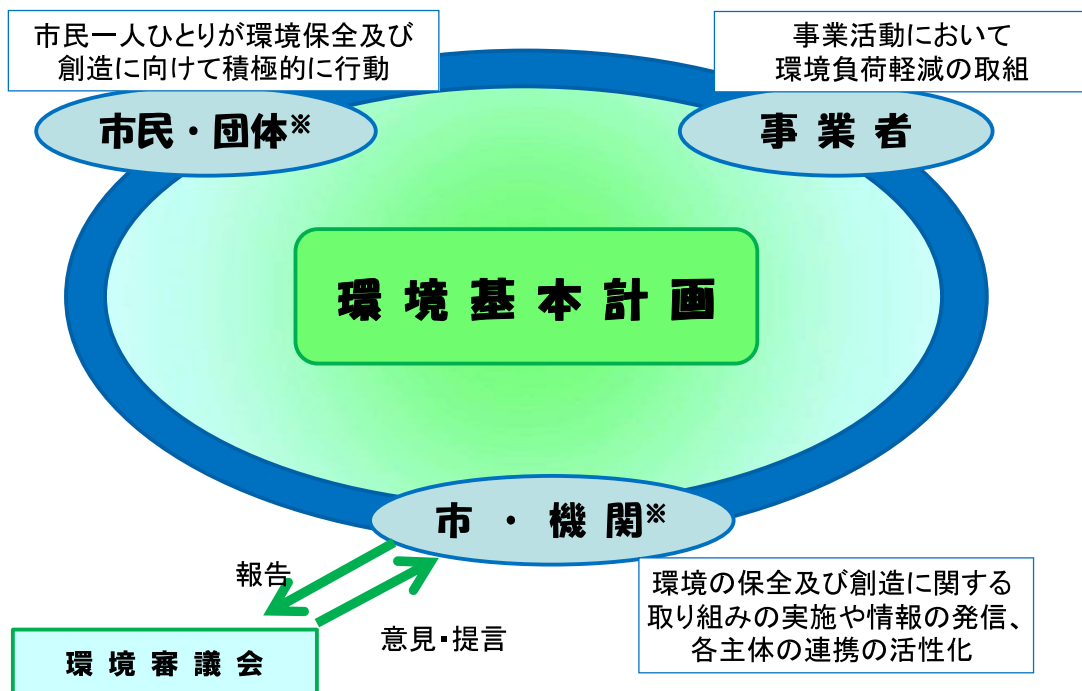
本計画の進捗状況は、環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進に当たっての意見や提言をいただきます。

また、市ホームページに進捗状況を公表し、市民への周知を行います。

5.4 計画の推進及び進捗管理の体制

本計画の推進体制については、市・市民・事業者・環境関連団体・機関が参加し、PDCAサイクル¹⁴による継続的な改善と推進を図ります。

図表 5.4 環境基本計画の推進体制



※団体：NPO 法人などの環境関連団体
機関：国、県、関係市町村、各種研究機関

¹⁴ Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）を繰り返すことにより、継続的に経営改善を行っていく手法